

函館市戸井地区防災行政無線施設の管理に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、函館市戸井地区防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の適切な管理を行うため、無線施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線施設の名称および位置)

第2条 無線施設の名称および設置場所は、別表のとおりとする。

(戸別受信機)

第3条 前条の規定により、市長が指定することができる戸別受信機の設置場所および設置限度数は次のとおりとし、無償で貸与する。

設 置 場 所	設 置 数
1 戸井地区に住所を有する住民の世帯主の住家	1台
2 国、道、市その他公共的団体の事務所および施設	市長が指定する台数
3 学校、保育園、医療機関	1台
4 その他市長が必要と認めた場所	必要により設置する

2 前項の一に規定する者で、他の戸別受信機の設置を希望する者は、有償で設置できるものとする。

(無線施設の管理)

第4条 市長は、前条第1項で設置した戸別受信機について、別に定める「函館市戸井地区防災行政無線戸別受信機管理簿」を作成し、保管するものとする。

2 市長は、第2条の無線施設について、毎年、正常かつ能率的に管理するために、定期または随時に検査をし、常に非常災害時における無線放送の円滑な運用を図るように努めなければならない。

(運用の範囲)

第5条 防災行政無線局の運用は、原則として公共の利益に関するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 第3条第1項の戸別受信機の利用者は、戸別受信機について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 常に善良な管理意識をもって使用すること。
- ② 異常を発見したときは、直ちに市長に届け出ること。
- ③ 無断で戸別受信機を他の者に譲渡してはならない。
- ④ 無断で戸別受信機を解体、修理等をしてはならない。
- ⑤ 転居および取付場所を移動するときは、あらかじめ市長に届け出し、その指示を受けるものとする。

(使用者の損害賠償)

第7条 使用者が前条の各号の規定に違反し、市に損害を及ぼしたときは、市長が定める損害賠償額を支払わなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(使用料)

第8条 戸別受信機の使用料は、無償とする。

(費用の負担)

第9条 戸別受信機の管理費用は、使用者が負担しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、費用を免除することが出来る。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称		設 置 場 所
1	函館市戸井地区防災行政無線親局	函館市館町3番1 函館市戸井支所
(1)	函館市戸井地区防災行政無線 消防本部制御局	函館市東雲町5番9 消防本部指令室
(2)	函館市戸井地区防災行政無線 消防本部東消防署小安出張所遠隔制御局	函館市小安町525番1 消防本部東消防署小安出張所
(3)	函館市戸井地区防災行政無線 小安遠隔制御局	函館市小安町68番 戸井漁業協同組合小安支所
(4)	函館市戸井地区防災行政無線 戸井漁協本所遠隔制御局	函館市釜谷町41番 戸井漁業協同組合本所
(5)	函館市戸井地区防災行政無線 東戸井遠隔制御局	函館市館町29番1 戸井漁業協同組合東戸井支所
2	函館市戸井地区防災行政無線中継局	函館市汐首町654番1
(1)	函館市戸井地区防災行政無線 瀬田来ミ二中継局	函館市瀬田来町206番3地先
(2)	函館市戸井地区防災行政無線 汐首ミ二中継局	函館市汐首町240番地先
3	函館市戸井地区防災行政無線 戸別受信機	第3条第1項の規定により市長が指定する場所
4	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局	
(1)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 0番	函館市館町3番1
(2)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 1番	函館市小安町919番9
(3)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 2番	函館市小安町7番
(4)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 3番	函館市小安町256番地先
(5)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 4番	函館市小安町227番
(6)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 5番	函館市小安町83番2
(7)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 6番	函館市小安町141番2
(8)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 7番	函館市釜谷町9番1
(9)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 8番	函館市釜谷町755番
(10)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 9番	函館市釜谷町69番3
(11)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 10番	函館市釜谷町127番6
(12)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 11番	函館市汐首町12番1
(13)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 12番	函館市汐首町240番地先

(14)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 13番	函館市汐首町403番地先
(15)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 14番	函館市瀬田来町183番1
(16)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 15番	函館市瀬田来町149番1
(17)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 16番	函館市弁才町34番1
(18)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 17番	函館市泊町77番1地先
(19)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 18番	函館市泊町42番5
(20)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 19番	函館市館町18番3
(21)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 20番	函館市浜町762番
(22)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 21番	函館市浜町31番1
(23)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 22番	函館市浜町437番1
(24)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 23番	函館市浜町119番3地先
(25)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 24番	函館市新二見町149番1
(26)	函館市戸井地区防災行政無線 屋外拡声子局 25番	函館市原木町40番1

